

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3025号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「退院等の請求に関する意見聴取記録（調査年月日：特定年月日）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3025号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3025	令和3年6月29日	令和3年7月9日	令和3年9月13日	令和3年11月5日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3025	「退院等の請求に関する意見聴取記録（調査年月日：特定年月日）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第2号に該当</p> <p>・病名、病歴、現状の症状、聴取した意見の内容</p> <p>（審査請求人本人の疾病等に関する情報であり、その認識している状況と乖離している場合、開示することにより病状等の悪化をもたらすおそれがあるため。）</p> <p>旧条例第22条第3号に該当</p> <p>・同意者</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の</p>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
		<p>個人が識別されるため。）</p> <p>旧条例第22条第7号に該当</p> <p>・ 委員氏名</p> <p>（横浜市精神医療審査会の委員（以下「委員」という。）に対する圧力への懸念から、委員が適正かつ公平な意見を述べることを躊躇する可能性がある。また、心理的重圧を感じた委員が委嘱を辞退するなどして、同審査会の審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p> <p>・ 聴取した意見の内容</p> <p>（退院等請求の請求者等の目に触れることを意識するほか、当該請求者等と委員の認識に相違があることを懸念して正確な記述をすることを躊躇し、適正な審査を行うことができなくなるおそれがある。また、当該請求者等の意に反する結果となった場合、委員に対する圧力への懸念から、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3025	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《退院等請求に係る事務について》</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の4の規定による退院等の請求（以下「退院等請求」という。）は、精神科病院に入院している患者等が、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長。以下同じ。）に対し、精神科病院の管理者に対して当該患者を退院させるよう命じること等を求めるものである（法第38条の4）。</p> <p>退院等請求を受けた都道府県知事は、法第12条に基づき設置した精神医療審査会に審査を求めなければならない（法第38条の5第1項）、同審査会は、この求めに応じて審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない（同条第2項）。同審査会は、当該審査に当たっては、原則として、当該審査に係る請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないこととされている（同条第3項）。</p> <p>同審査会の審査結果に係る通知を受けた都道府県知事は、当該審査結果に基づいて入院が必要ではないと認められた者の退院を命じる等の措置を行う（同条第5項）。また、退院等請求を行った者に対して、当該審査結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない（同条第6項）。</p> <p>横浜市では、横浜市精神医療審査会が退院等請求に係る審査を行っており、委員が法第38条の5第3項の規定による意見聴取を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p>

答申 番号	判断の要旨
3025	<p>ア 本件保有個人情報、医療保護入院中の審査請求人が行った退院等請求（以下「本件退院請求」という。）に関し、法第38条の5第3項に基づき意見聴取を行った委員2名がそれぞれ作成した「退院等の請求に係る意見聴取記録」2通である。</p> <p>本件保有個人情報には、本件退院請求に係る患者の氏名、退院等請求の趣旨、担当医師名、病名又は診断名、病歴、現在の病状、聴取した意見の内容、調査者の意見、委員氏名、調査年月日等の項目があり、各項目に退院等請求に係る事項や委員が聞き取った事項が記載されている。実施機関は、このうち「病名」及び「診断名」、「病歴」、「現在の病状」並びに「聴取した意見の内容」の部分を旧条例第22条第2号に該当するとして、「同意者」の部分を同条第3号に該当するとして、「委員氏名」、「現在の病状」、「聴取した意見の内容」及び「調査者の意見」の部分を同条第7号柱書に該当するとして、それぞれ非開示としている。</p> <p>イ 審査請求書の記載から、審査請求人は、非開示とした部分のうち「現在の病状」、「聴取した意見の内容」及び「調査者の意見」の部分（以下「本件非開示部分」という。）が旧条例第22条第7号柱書に該当しないとして開示を求めていると解される。そこで、当審査会では、まず本件非開示部分の同号該当性を検討し、次に「現在の病状」及び「聴取した意見の内容」の部分のうち同号に該当しない箇所について、同条第2号該当性を検討することとする。</p> <p>《旧条例第22条第7号柱書該当性について》</p> <p>ア 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、「現在の病状」の部分には、委員が審査請求人と面会して聴取した病状に係る情報が記載されていた。また、2通の「退院等の請求に係る意見聴取記録」で表現等に差異があることから、当該記載は、それぞれの委員が、聴取した内容から本件退院請求の審査に必要と考える情報を記載したものであると認められる。</p> <p>このような記載が開示されることとなれば、委員が退院等請求の請求者等の目に触れることを意識し、率直な記載をすることを躊躇すると考えられるので、横浜市精神医療審査会が適正な審査を行うことができなくなるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。したがって、当該記載は、本号柱書の非開示事由に該当する。</p> <p>イ 次に、本件保有個人情報のうち「聴取した意見の内容」の部分には、本件退院請求に係る意見の要旨が、意見聴取の相手方ごとに記載されていた。</p> <p>(ア) このうち別表に示す部分を除く部分は、審査請求人の主治医から聞き取った意見を委員が要約して記載したものであると認められる。このような記載が開示されることとなれば、退院等請求の請求者等の目に触れることを意識し、率直な記載をすることを躊躇すると考えられるので、横浜市精神医療審査会が適正な審査を行うことができなくなるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。したがって、当該記載は、本号柱書の非開示事由に該当する。</p> <p>(イ) これに対して、別表に示す部分は、意見聴取の相手方及び当該相手方のうち審査請求人が退院を希望する旨が記載されているに過ぎないので、これらの部分を開示しても、実施機関の今後の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、別表に示す部分は、本号柱書の非開示事由に該当しない。</p> <p>ウ また、本件保有個人情報のうち「調査者の意見」の部分には、委員の本件退院請求に係る意見が記載されていることが認められた。</p> <p>このような記載が開示されることとなると、委員が退院等請求の請求者等の目に触れることを意識し、率直な記載をすることを躊躇すると考えられるので、横浜市精神医療審査会の適正な審査に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。したがって、当該記載は、本号柱書の非開示事由に該当する。</p> <p>《旧条例第22条第2号該当性について》</p> <p>ア 別表に示す部分以外の本件非開示部分については、旧条例第22条第7号柱書の非開示事由に該当すると認められることから、別表に示す部分について本号該当性を判断する。</p> <p>この点、本人開示請求権は個人情報に係る個人の権利利益を保護するために認められた</p>

答申番号	判断の要旨						
3025	<p>権利であるから、本人が明確な意思に基づき自らの個人情報の開示を求めている場合に、本人の生命、健康、生活又は財産を害するとの理由に基づいて開示を拒むことには極めて慎重でなければならず、本人開示請求者に係る何らかの具体的事実に基づいて判断しなければならないと解される。</p> <p>イ 当審査会から実施機関に説明を求めたところ、本件保有個人情報に係る病名及び診断名の患者については、一般に病状悪化の危険性から入院加療中には強いストレス負荷をかけるように配慮する必要がある等の説明があったものの、審査請求人に係る具体的な事実に基づく病状悪化のおそれについての説明はなく、別表に示す部分が本号の非開示事由に該当すると認めることはできない。</p> <p>なお、審査請求人は、本件保有個人情報のうち実施機関が開示した部分の一部を非開示にするよう主張するが、本人開示請求制度は、本人開示請求者が自分自身の個人情報の開示を請求するものであって、これに応じてその情報を開示することはプライバシーの侵害に当たらないし、他人がその情報を入手できるものでもないので、審査請求人の当該主張を認めることはできない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表 非開示部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="231 817 1460 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 817 782 873">対象保有個人情報</th> <th data-bbox="782 817 1460 873">開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 873 782 974">退院等の請求に関する意見聴取記録 （「診断名」の記載があるもの）</td> <td data-bbox="782 873 1460 974">「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字目から18文字目まで及び7行目の全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 974 782 1086">退院等の請求に関する意見聴取記録 （「病名」の記載があるもの）</td> <td data-bbox="782 974 1460 1086">「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字目から16文字目まで及び5行目の全て</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注意）</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数える。記号は1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。</p>	対象保有個人情報	開示すべき部分	退院等の請求に関する意見聴取記録 （「診断名」の記載があるもの）	「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字目から18文字目まで及び7行目の全て	退院等の請求に関する意見聴取記録 （「病名」の記載があるもの）	「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字目から16文字目まで及び5行目の全て
対象保有個人情報	開示すべき部分						
退院等の請求に関する意見聴取記録 （「診断名」の記載があるもの）	「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字目から18文字目まで及び7行目の全て						
退院等の請求に関する意見聴取記録 （「病名」の記載があるもの）	「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字目から16文字目まで及び5行目の全て						

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第30条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ

があるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（第4号から6号まで省略）
- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（アからオまで省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881